

アジア/日本農業経済学会大会

シンポジウム「食料・農業・農村基本法改正をめぐる課題—これからの食料政策・農業政策を考える—」

2023年3月19日

報告へのコメントと質問

福山市立大学 清原昭子



現行基本法の基本理念見直しの方向と報告の関係

基本法検証部会と本日の報告での議論より

「今後の展開方向（基本理念）」概要

2月24日第10回基本法検証部会の要約

現行基本法の基本理念見直しの方向

現行基本法の基本理念については、以下のような新たな展開方向について検討すべきではないか。

1 国民一人一人の食料安全保障の確立

食料安全保障の定義を、国民の視点に立って、「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。そのために以下を行う。

① 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

都市部を含めて、買い物困難者等の解消や、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支援するフードバンクの活動の強化のため、地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制を整え、食品への良好なアクセスを確保すること。

② 食料の安定供給のための総合的な取組

食料の安定供給については、国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用なども一層重視すること。

③ 海外市場も視野に入れた産業への転換

人口が減少し、国内市場が縮小する中で、農業及び食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業への転換を図ること。

④ 適切な価格形成に向けたフードシステムの構築

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能なフードシステムを構築し、市場における適切な価格形成を実現する。

2 環境負荷の低減を図る持続可能な農業・食品産業への転換

気候変動・海外の環境規制に対応しつつ、将来にわたって食料を安定的・持続的に供給できるよう、より環境負荷の低減に貢献する農業・食品産業への転換を目指す。

3 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業経営

今後、雇農する経営の農地の受け皿となる経営体や、付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定され、農地の集約化に加え、これらの農業経営の経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業技術、新品種の導入を始めとして生産性を向上することによって、農業の持続的な発展を図り、安定的な食料供給を確保する。

4 農村への移住・関係人口の増加、農村コミュニティの維持、農村のインフラ機能の確保

地方自治体間の連携の促進、農業以外の産業との連携の強化、農村における生活利便性の向上等を通じて、都市から農村への移住、都市と農村の二地域居住、地域内でのビジネスにおけるイノベーションの創出などによって農村部と関係を持つ、いわゆる関係人口の増加を実現することで農村のコミュニティ機能を維持する。また、人口減少により農村としての機能が低下した地域においても農業生産活動を維持するための生産基盤の維持管理を図る。

上田報告

杉中報告

竹田報告

各報告における
共通の項目：
FAOが定義する
食料安全保障の
確保のために
現行基本法とそのも
とでの施策を
検討する

(杉中報告スライド2)



2

FAOの食料安全保障の4つの要素と報告の関係

国際的な食料安全保障（Food Security）の概念

- 1996年11月にローマで開催されたFAO食料サミットは、世界規模で食料問題について議論された初めての会議。
- 「すべての人の食料安全保障を達成し、2015年までに現在の栄養不足人口を半減することを目標」として、「世界食料安全保障のためのローマ宣言」が取りまとめ。
- その中の、「世界食料サミット行動計画」の中で、下記の食料安全保障の定義を提起。

【国連食糧農業機関（FAO）の定義】

食料安全保障は、**全ての人**が、**いかなる時にも**、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の**ニーズと嗜好**を満たすために、**十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能**であるときに達成される。

“Food security exists when all people, at all times, have physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food which meets their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.”
This widely accepted definition points to the following dimensions of food security:

【食料安全保障の4つの要素】

Food Availability (供給面) : 適切な品質の食料が十分に供給されているか The availability of sufficient quantities of food of appropriate quality, supplied through domestic production or imports (including food aid)	Utilization (利用面) : 安全で栄養価の高い食料を摂取できるか Utilization of food through adequate diet, clean water, sanitation and health care to reach a state of nutritional well-being where all physiological needs are met. This brings out the importance of non-food inputs in food security.
Food Access (アクセス面) : 栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか Access by individuals to adequate resources (entitlements) for acquiring appropriate foods for a nutritious diet. Entitlements are defined as the set of all commodity bundles over which a person can establish command given the legal, political, economic and social arrangements of the community in which they live (including traditional rights such as access to common resources).	Stability (安定面) : いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか To be food secure, a population, household or individual must have access to adequate food at all times. They should not risk losing access to food as a consequence of sudden shocks (e.g. an economic or climatic crisis) or cyclical events (e.g. seasonal food insecurity). The concept of stability can therefore refer to both the availability and access dimensions of food security.

出典：FAO「Policy Brief, June 2006」．定義は、FAO(2002) The State of Food Insecurity in the World 2001により、socialが加えられたもの。

4

（杉中報告スライド3）



3

① 平時の食料安全保障は誰にとってのどんな問題か

- ・ 「4 食料施策の見直しの方向」（第11回検証部会「今後の展開方向（食料政策）」説明資料p.13-14）

（1）食品アクセス（国民一人一人の食料安全保障、食品流通問題）

関係省庁等と連携し、円滑な食品アクセスを確保するため、産地から消費地までの**幹線物流の効率化や、消費地における地域内物流の強化**など、食品流通上の課題への対応を強化していくほか、**地域ごとに、様々な食品アクセスに関する課題や実態を把握するとともに食に関する関係者が連携する体制の構築**を支援する。国民の健康な食生活を確保する立場から食品関連事業者やフードバンク等の役割を明確にするとともに、**フードバンクやこども食堂などの活動の支援を強化**する必要。

→食料品アクセスは、交通弱者、経済的弱者だけの問題ではないことの確認と、施策が提示されている。

Q. 地域の食品製造業・流通業・小売業を社会インフラと位置づけている。

具体的施策はどのようなものが考えられるか？ 他省庁との関わりはどうか？ （杉中報告への質問）

- ・ （上田報告スライド6）現在の食料政策の評価（第4次計画「食料の安定供給の確保」施策）
→④に挙げられているのは存続自体は課題となっていないような食品関連事業者に対する施策ではないか。
- ・ （上田報告スライド15）誰もが「食料品アクセス」の問題に直面する可能性があることを示唆している。

Q. スライドp.17に示される政策の体系化には、誰にでも起こりうることを前提とした施策（＝地域の食品製造業、流通業、小売業の存続に関わる施策≠効率化）も含まれるのではないかと？ （上田報告への質問）



4

②適正な価格はどのように形成されるべきか。

- ・「4 食料施策の見直しの方向」（第11回検証部会説明資料p.16）

(2) 適正な価格形成のための施策

食料安全保障のためには、需要に応じて生産された農産物等の適正な価格形成が必要であり、その実現に向けて、フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至るフードシステム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討する。また、適正価格について、消費者や事業者も含めた関係者の理解醸成に向けた施策も必要。

Q. Egalim法,Egalim 2 法の考え方をわが国のフードチェーンに適用するにはどのような障壁があるか。
適用の手がかりになるような品目や仕組みはあるか？（杉中報告への質問）

Q.フランスでは消費者や事業者の理解はどのように醸成されたのか。（杉中報告への質問）



5

③食料安全保障のためのコスト（農業生産基盤関係）を誰が負担するのか。

- ・（竹田報告）農村の生産基盤の持続的管理について、2種類のコストを提示している。
 - ・食料生産のための生産基盤維持のためのコスト →第8回検証部会と対応
 - ・食料生産がもたらす環境負荷の削減のためのコスト →第7回検証部会と対応

（竹田報告スライド12）農業水利施設についての検証部会の議論の特徴として、末端水利施設の持続性について触れたことを評価している。

Q.中山間農業地域での水利組合、集落、農業者による管理という、「公」の要素が入りにくい領域への議論の重要性を指摘したと理解して良いか？（竹田報告への質問）

Q.スライド13の農業水利施設に関する②投資の意思決定問題（検証部会で指摘されず）はどのように考えるべきか。
議論の材料になる研究・情報があれば提示していただきたい。（竹田報告への質問、検証部会への投げかけ）

（竹田報告スライド21-22）

環境改善の費用に関する「レファレンスレベル（農家と社会の責任分界線）」について、分界の線的具体例が示されている。
→食料生産がもたらす環境負荷の削減のためのコストを、誰が、どの範囲で負担するのかについての議論（または理念）が必要ではないか。（セッションへの投げかけ）



6

④ 都市、都市住民、地方公共団体をどう位置づけるか。

- 現行法の「地域」は「農村」であり、人口の70%（国勢調査）を占める「都市」は念頭におかれていない。
農業施策、都市のフードシステム強化施策を別々に展開するのではなく、「地域圏（territoire）」という範囲で両者の課題解決につなげること（上田報告スライド8）
Q.（上田報告スライド11-12）フランスでの地域圏を軸とした「食料政策」における主導力（公共主体、アソシエーション、専門職業者）は、京都市での事例ではどのような主体であるか、紹介いただきたい。
とくに、アソシエーション、専門職業者について。
- （上田報告スライド16）「地域圏食料プロジェクトPAT」からの示唆において、現行法下における「地方公共団体の主導性発揮のための枠組み」の再検証の必要性を指摘している。
Q.下線部は具体的にどのような点に着目して、検証すべきか？（上田報告への質問）
地方公共団体における人的資源、職員の専門性の確保・維持への配慮は必要ではないだろうか。